

平成 30 年第 2 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

請 願 書

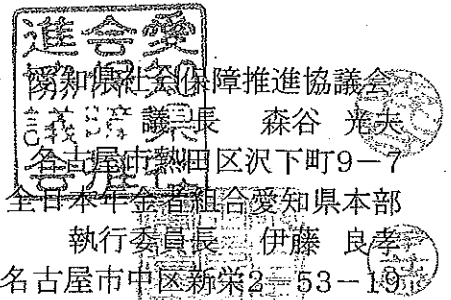
愛知県後期高齢者医療広域連合



2018年7月30日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 様

<請願団体>



<紹介議員>

岡田ゆま子



## 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

### 【請願趣旨】

後期高齢者医療制度の愛知県の保険料は、被保険者一人当たりの医療給付費が減少したことなどにより、2016・2017年度(実績ベース)に比べ、3.19%の減少となりました。

しかし、これまで一定の所得以下の方の所得割額を軽減してきましたが、2018年度から制度の見直しにより、所得割額軽減制度は廃止され、被用者保険の被扶養者であった方の軽減割合も7割から5割に縮小され、負担増となる方が生じています。

愛知県として独自の保険料軽減や一部負担金の減免制度を設けること、葬祭費などに県や市町村が負担金を拠出するなどの努力が必要です。

また、愛知県国民健康保険団体連合会は愛知県国民健康保険運営協議会で被保険者からの公募を実施しており、愛知県後期高齢者医療広域連合としても後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員を広く公募すべきです。

国においては、後期高齢者の窓口負担割合引き上げや高齢者の自己負担上限額引き上げなどの動きがありますが、愛知県広域連合議会として、このような患者負担増を中止するよう意見書を出すなどの取り組みを求めます。

私たちは、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めています。後期高齢者のいのちと健康を守る立場から、当面、直ちに次の事項の実現を求めます。

### 【請願事項】

1. 低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
2. 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。
3. 葬祭費などの特別対策に対し、県および市町村が負担金を拠出する制度を設けてください。
4. 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。
5. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するよう改めてください。
6. 国に対して、後期高齢者の窓口負担割合引き上げや高齢者の自己負担限度額を引き上げないよう、意見書を提出してください。

以上

## 国への意見書

### 後期高齢者の窓口負担引き上げを行わないことを求める意見書(案)

政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2018 (骨太方針)」では、「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」として、医療機関の窓口負担引き上げの検討が明記されました。

このほかにも、上記骨太方針には「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直しを検討する」として、高額療養費制度の負担上限額引き上げや、「所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求めることを検討する」など、高齢者の負担増につながる事項が記載されています。

後期高齢者医療制度をめぐっては、すでに保険料軽減特例制度について、①年金収入 211 万円以下の方の所得割額の軽減を廃止、②被用者保険の被扶養者であった方の均等割減免を 5 割に縮小などの措置が講じられ、被保険者の負担は 5 倍に増える人もいます。

愛知県後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得階層は、住民税非課税の「低所得」区分に該当する人が 3 分の 1 を超える現状があり、これ以上の窓口負担割合の引き上げは、受診抑制やそれに伴う健康悪化が懸念されます。

このため、国においては、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受けられる機会の確保という観点から現状維持に努めるよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年〇〇月〇〇日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 宛て